|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 意見書 | | | |
| 題　名 | 鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針（案）について | | |
| 氏　名  (団体の場合は、  名称及び代表者名) |  | | |
| 電話番号 |  | ＦＡＸ番号 |  |
| 住　所  (又は所在地) |  | | |
| 意見の提出日 | 平成　　　年　　　月　　　日 | 枚　数 | 枚　(本紙を含む) |
| 鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針（案）に対する意見 | | | |
| **意見：防災対策・コスト面を配慮した場合、現区役所は今の場所に置くことが適切です。**  **理由：**鷺沼駅周辺の一部は大規模盛土造成地であり、土砂災害警戒区域に指定されています。  　　沢地に１４メートルの盛土をし、１７メートル位までが軟弱地盤であり、大地震の  　　際は崩落する危険があります。崩落の際は線路が埋まり、橋が壊れ、しかも道  　　路は１本のため、大災害の時の対応は困難です。現宮前区役所から東名に通  　　じる道路も盛土造成地だといいますが、山を切り土したものであり、沢地の埋  　　め立てより、強固な地盤を有しています。  　また、コスト面は、まだ今後２７年間も使える区役所を放棄することは大変な市民財産の喪失です。  市は学校・市営住宅の使用期間を８０年と定めているのに、なぜ宮前区役所は６０年と短縮してコスト計算するのでしょうか？　移転した場合とコストは同じと市民説得のためではないですか？  　他の公共施設と同じ扱いをすれば、４７年間の半世紀も使用できるわけですから、まさに税金の無駄使いです。こうした面を考慮し、現区役所を存続させ、鷺沼に支所を作ることを求めます。 | | | |
| ・ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので御了承ください。  ・ 記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認させていただく場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。  ・ 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。 | | | |
| 提　出　先 | | | |
| 部署名 | **市民文化局コミュニティ推進部区政推進課** | | |
| 電話番号 | 044-200-2309 | ＦＡＸ番号 | 044-200-3800 |
| 住　所 | 〒210-0007　川崎市川崎区駅前本町11番地2川崎フロンティアビル7階 | | |